

株式の共同相続が生じた場合において 要求される行為規範

—— 会社法106条に関する裁判例を素材として ——

松 嶋 隆 弘

一. はじめに

本稿は、株式の共同相続が生じた場合において、株式の準共有間、準共有者と株式会社との間（以下、「関係当事者間」という。）に要求される行為規範につき、会社法106条に関する裁判例を素材として検討しようとするものである。会社法106条については、かねてから企業（事業）承継という観点からの大部の研究が積み重ねられてきたところ¹、近時、いくつかの大著も公刊され²、もはや検討しつくされた感もある。

本稿では、会社法上の解釈論を展開するというのではなく、会社法106条に関する近時の重要裁判例のいくつかを取り上げ、それらを事実関係に立ち入って検討し、関係当事者間の行為規範を解明するという別の角度から光を当てることを試みたい³。

二. 会社法106条の趣旨と株式の共同相続

検討に先立ち会社法106条の内容と趣旨につき一瞥した上、同条がもっぱら株式の共同相続に関し適用される規定となっていることを確認しておきたい。

会社法106条は、「株式が二以上の者の共有に属するときは、共有者は、当該株式についての権利を行使する者一人を定め、株式会社に対し、その者の氏名又は名称を通知しなければ、当該株式についての権利を行使することができな

い。ただし、株式会社が当該権利を行使することに同意した場合は、この限りでない。」と規定する⁴。本条は、本文と但書とでその沿革を異にする。

会社法106条本文の趣旨は、会社の事務処理の便宜を図ろうとするところにあるとされている⁵。もともと本条の前身である旧商法203条2項の制定時において想定されていたのは、発起人が共同して引受担保責任を負担するような場合であり、株式の共同相続の場面ではなかった。そもそも本条制定時における相続は家督相続であり、家督相続の下においては家督と家業たる事業はともに承継されるのが通常であり、株式の共同相続という事態が生じなかったのである。

だが第二次世界大戦後、相続法制が家督相続から均分相続へ移行するとともに、個人事業の「法人成り」が許容された結果、株式の共同相続における処理が問題とされ、本条の主たる適用場面となった一方、会社法の下において資本充実規制廃止の一環として、発起人の担保責任が廃止された。このことにより、かかる場合における本条の適用はなくなった。これにより本条は、当初の立法趣旨とは逆に、もっぱら株式の共同相続を念頭においた規定とならざるをえなくなった^{6,7}。

他方、会社法106条但書は、「ただし、株式会社が当該権利を行使することに同意した場合は、この限りでない。」旨規定する。同条本文が、旧商法203条2項を引き継ぐものであり、その趣旨が明確であるのに対し、同条但書の方は、平成17年会社法制定にあたって付加されたもので、その趣旨は、制定関係資料に照らしてもハッキリしない。その上、最判平成11年12月14日集民195号715頁が、株式が数人の共有に属する場合において、株主の権利を行使すべき者の指定及び会社に対する通知を欠くときは、共有者全員が議決権を共同して行使する場合を除き、会社の側から議決権の行使を認めることはできない旨判示しているところから、同条但書が、前掲最判平成11年12月14日を変更するものかについても、議論が錯綜し、見解の一致をみない。ただ、本文がもっぱら株式の共同相続につき適用されるものである以上、但書も同様であることは明らかである。

以上の結果、会社法106条の本文と但書は、それぞれその沿革を異にするものの、いずれも、もっぱら株式の共同相続の場面に適用される規定であるという点で共通することとなる。

三. 権利行使者の定め方に関する裁判例

1. 権利行使者の定め方に関する裁判例

(1). はじめに

株式につき共同相続が生じた場合、当該株式につき準共有が生ずることになる⁸。この場合「株式が二以上の者の共有に属するとき」に該当するため、会社法106条本文が適用されるどころ、同条によると権利行使者一名を定め、会社に通知することが必要とされている。しかし同条は、肝心の権利行使者の定め方について規定を欠いており、権利行使者をいかに定めるかは、解釈によって決さなければならない。

考え方としては、共同相続人の全員一致を要するという見解（全員一致説）⁹と、共同相続人の法定相続分における単純多数決で足りるという見解（多数決説又は過半数説）とが主張されている。

権利行使者の定め方に関する2つの裁判例を見てみたい。1つはこの論点に関するリーディングケースとされている最判平成9年1月28日集民181号83頁であり、もう1つは、大阪高判平成20年11月28日金判1345号38頁である。

(2). 最判平成9年1月28日集民181号83頁¹⁰

(i). 事案の概要

前掲最判平成9年1月28日は、Y₁社（資本金500万円の有限会社）における、BをY₁社の代表取締役として選任する旨の社員総会決議につき、不存在確認請求が提起されたという事件である（但し、会社法106条本文に定める手続は履践されていない。）。前掲最判平成9年1月28日における核心的争点は、社員総会決議時における社員が誰かである。Y₁社サイドは、Bが同社の全持分を所有しているという前提で前記決議をしているため、Bが唯一の社員であると主張している一方、X₁らは、BでなくX₁らが同社の社員であると主張している。この

ように双方の主張が真っ向から対立しているのは、Y₁社の創業者である故Aが、生前にBに対し同社の全持分を遺贈しているところ、故Aの相続人であるX₁ら（故Aの妻と娘2人）が、前記遺贈につき無効であると主張しているためである。本件遺贈について、X₁らは、別訴で、遺言無効の訴えを提起しており、前掲最判平成9年1月28日の当時、管轄の地方裁判所に係属中であった。

上記のような紛争の背景事実についても述べておこう。Aは、妻との間に、2人の娘があったが、妻とは、結婚後10年を過ぎた頃から不仲となり、別居することになった。そして、Aは、別居と相前後して、Bと同棲をはじめ、AB間には、息子が誕生し、Aは息子を認知した¹¹。ABは、事実上の夫婦として、息子とともに同居してきた。その後、Aは、入院したが回復に至らず、死亡した。前記遺贈は、Aの死亡直前になされたものである。

(ii). 判旨

前掲最判平成9年1月28日は、先ず、「有限会社の持分を相続により準共有するに至った共同相続人が、準共有社員としての地位に基づいて社員総会の決議不存在確認の訴えを提起するには、……社員の権利を行使すべき者（以下「権利行使者」という）としての指定を受け、その旨を会社に通知することを要するのであり、この権利行使者の指定及び通知を欠くときは、特段の事情がない限り、右の訴えについて原告適格を有しないものというべきである……。」と一般論を述べた上、次いで、権利行使者の定め方についての本論に入り、「持分の準共有者間において権利行使者を定めるに当たっては、持分の価格に従いその過半数をもってこれを決することができるものと解するのが相当である。けだし、準共有者の全員が一致しなければ権利行使者を指定することができないとすると、準共有者のうちの一人でも反対すれば全員の社員権の行使が不可能となるのみならず、会社の運営にも支障を来すおそれがあり、会社の事務処理の便宜を考慮して設けられた右規定の趣旨にも反する結果となるからである。」と判示する。

(3). 大阪高判平成20年11月28日金判1345号38頁¹²

(i). 事案の概要

前掲大阪高判平成20年11月28日は、Y₂社（Y₂株式会社：全株式譲渡制限会社、取締役会設置会社、監査役設置会社）において、発行済株式の全部について各株主の全員が出席し（代理人を含む）、会社（Y₂社）側、株主（X₂ら）側の各議案の決議（本件決議）が付議され、前者が可決、後者が否決された場合において、X₂らが主位的に前者の否決と後者の可決の各確認を、予備的に前者の取消し・不存在を求めて提訴したという事案である。

前掲大阪高判平成20年11月28日において、X₂らの提案に係る議案が否決されたのは、議長であるC₂が、X₂らの代理人（弁護士）による本件株式の議決権行使について、準共有者間で協議がされていない等の理由で認めなかったためである。

ここで株主構成と持株数についてみておくと、次の表のとおりである。

C ₁ 5700株（D ₁ 株式準共有分8分の1）	X ₂ 1250株（D ₁ 株式準共有分8分の3 + D ₂ 株式共有2分の1）
C ₂ 7100株（D ₁ 株式準共有分8分の1）	
Eら 2000株	X ₃ 1750株（D ₁ 株式準共有分8分の3 + D ₂ 株式共有2分の1）
計 14800株	小計 5500株（3000株+ D ₂ 株式2500株） D ₁ 株式（9700株）が帰属すれば合計15200株

ここで前記に至った背景につき説明をしておく。Y₂社の創業者であるD₁は、妻D₂との間に子が3名いるほか（X₂, X₃, C₁）、C₂（C₁の夫）との間に養子縁組をしている¹³。D₁はC₂を後継者に指名したため、XらはY₂社の経営には直接携わっていない。

その後、D₁, D₂が相次いで死亡した。まずD₁が死亡した際には、D₁の法定相続人（妻D₂と子であるX₂, X₃, C₁およびC₂）が、D₁の権利義務を相続したものの、遺産分割が未了である。このため、D₁の保有株式9700株（本件株式）は、前記法定相続人5名の準共有状態にある（本件準共有持分：その内訳は、D₂

が法定相続分の2分の1, X_2 , X_3 , C_1 および C_2 が法定相続分の各8分の1ずつ)。次に D_2 の相続だが, D_2 は全ての財産を X_2 及び X_3 (X_2 ら)にそれぞれ等分の割合で相続させる旨の遺言を残していたため¹⁴, 遺言に従って処理された。すなわち, D_2 が有していた本件準共有持分および D_2 保有株式(2500株)は X_2 らが相続し, D_1 の死亡に伴う遺産分割が未了であるため, 本件株式は X_2 , X_3 , C_1 および C_2 の準共有に, また D_2 保有株式は, X_2 らの準共有に属することになった。結果として, 前記表のと通りの株式保有状況に至った。その後, D_2 の遺言の検認手続きをきっかけに X_2 らと C_1 らとの間の確執が生じ, 紆余曲折を経て, 本件決議に至ったのである。

前掲大阪高判平成20年11月28日における争点は, 本件準共有株式が X_2 らに帰属するかである。本件準共有株式を除くと, X_2 らの保有株式は5500株であり, 14800株を有する C_1 らに対し圧倒的に劣る。ただ仮に本件準共有株式が X_2 らに帰属するとした場合, X_2 らの保有株式は15200株となり, 僅差ではあるが C_1 らの持株数を上回ることになる。

本件準共有株式の帰趨を決するのは, 権利行使者の定め方いかんである。前掲大阪高判平成20年11月28日の事案において, X_2 らは, C_1 らに対し「協議申入れ書」を送り, X_2 を本件株式の権利行使者に指定することを受諾するか否か「のみ」を所定期日までにファクシミリで回答することを求めた上, 所定期限までに受諾の回答がなかったから協議不調として処理する旨を通知し, 何ら協議することなく, Y_2 社に対し権利行使者として X_2 を指定する旨を通知した。

(ii). 判旨

前掲大阪高判平成20年11月28日は, 前掲最判平成9年1月28日を引用した後で, 下記のとおり判示した。

「共同相続人による株式の準共有状態は, 共同相続人間において遺産分割協議や家庭裁判所での調停が成立するまでの, あるいはこれが成立しない場合でも早晩なされる遺産分割審判が確定するまでの, 一時的ないし暫定的状態にすぎないのであるから, その間における権利行使者の指定及びこれに基づく議決権の行使には, 会社の事務処理の便宜を考慮して設けられた制度の趣旨を濫用

あるいは悪用するものであってはならないというべきである。

そうとすれば、共同相続人間の権利行使者の指定は、最終的には準共有持分に従ってその過半数で決するとしても、上記のとおり準共有が暫定的状態であることにかんがみ、またその間における議決権行使の性質上、共同相続人間で事前に議案内容の重要度に応じしかるべき協議をすることが必要であって、この協議を全く行わずに権利行使者を指定するなど、共同相続人が権利行使の手続の過程でその権利を濫用した場合には、当該権利行使者の指定ないし議決権の行使は権利の濫用として許されないものと解するのが相当である。」

「これらの事実を総合すると、 X_2 らは、 $\dots D_1$ と D_2 の死亡を契機として本件株式が準共有の状態となり、これが遺産分割が終了するまでの暫定的な事態にもかかわらず、この間に限り、 $\dots X_2$ らにおいてわずか400株の差で過半数を占めることとなることを奇貨とし、 Y_2 会社の経営を混乱に陥れることを意図し、本件抗告審決定で問題点を指摘されたにもかかわらず、権利行使者の指定について共同相続人間で真摯に協議する意思を持つことなく、単に形式的に協議をしているかのような体裁を整えただけで、実質的には全く協議をしていないまま、いわば問答無用的に権利行使者を指定したと認めるのが相当である。」

2. 裁判例から読み取れること

(1). 前掲最判平成9年1月28日から読み取れること：多数決説の暫定性

前掲最判平成9年1月28日は、一般に、最高裁として多数決説を取ることを明言したリーディングケースとして理解されている。そのこと自体には異論がない。ただ、前掲最判平成9年1月28日に関しては、もう一点注意しておきたいことがある。それは、前掲最判平成9年1月28日における多数決説を是とする判断は、当該事案の解決全体においてみると、暫定的であるということである。

前掲最判平成9年1月28日の事案では、遺贈の効力を争う遺言無効の訴えが別に訴訟係属しており、 Y_1 社の持分の帰趨は、最終的には、この遺言無効の訴えに関する判決により決される。特定遺贈の効力は、一般に物権的であると解されており、特定遺贈である本件遺贈が有効なら、 X_1 らは、 Y_1 社持分につ

き全くの無権利者となる。他方、当該事案における争点は、Y₁社の社員総会決議の効力である。前掲最判平成9年1月28日は、遺言無効の訴えに関し、判断が下されていないという状況で、仮に、X₁らが持分権者であったとしても、持分価格の多数決で権利行使者を定めるべきであったと判示して、権利行使者を定めず提起した訴えを不適法却下した第一審（東京地判平成4年2月18日金判1019号28頁）、原審（東京高判平成5年7月5日金判1019号25頁）の判断を是認し、X₁らの上告を棄却したものである。つまり、多数決説を採る判示は、傍論にすぎない。前掲最判平成9年1月28日が、最高裁の正式な判例集である最高裁民事判例集（民集）に登載されていないのも、このような事情によるのである¹⁵。

(2) 前掲大阪高判平成20年11月28日から読み取れること：真摯な協議の必要性

次いで、前掲大阪高判平成20年11月28日についてみてみよう。前掲大阪高判平成20年11月28日の事案において、X₂らは、Cらに対し「協議申入れ書」を送ったが、何ら協議をすることなく書面によって、本件株式の権利行使者としてX₂を指定する旨を通知がなされている。このことを両陣営の持株数と対比して考えてみよう。前記の表に関して一言したとおり、「真水部分」でみる限り、14800株を有するCらに比し、X₂らは持株数において圧倒的に劣っており（5500株）、本来であれば勝ち目はない。しかしながら、仮に、準共有株式を自陣営に組み入れることができれば、15200株となり、僅差ではあるがCらの持株数を上回る。もちろんかかる僅差での優勢は、「ホンの一時的」なものにすぎない。ただ、その肝心の「一時」に株主総会が開催され、取締役が選任されるのであり、それがいずれの陣営の者であるかが問われている。問答無用式で何ら協議がなされていないのは、X₂らからすれば、あらかじめ織り込み済みのストーリーということであろう。すなわち、X₂からすれば、かかるホンの一瞬の時期における優勢を利用して、Cらの追い落としを図るべく、準共有株式を自陣営に組み入れたいのであり、かかる意図からすれば、話し合い等もつてのほかということであろう。つまり本件は、Cらの追い落としを図ったX₂らによる「クーデタ」であることがわかる。

前掲大阪高判平成20年11月28日は、かかるクーデタ目的のために「多数決による権利行使者指定」を利用することを許されないとするものであると理解することが可能であり（「本件抗告審決定で問題点を指摘されたにもかかわらず、権利行使者の指定について共同相続人間で真摯に協議する意思を持つことなく、」の判示からも強い非難を読み取ることができる。）、おそらくその結論に異論はあるまい。

このことから、次の2点を読み取ることができるように思われる。

第1に、ここでも、前掲最判平成9年1月28日と同様、多数決説の判断の暫定性が示されていることである。前掲大阪高判平成20年11月28日においては、多数決による権利行使者を定めたことが、共同相続人が権利行使の手続の過程で権利を濫用したものと理解されており、暫定性がより一層際立っているように思われる。

そもそも遺言がないことにより生じた相続準共有につき、権利行使者の指定を要求するのは、あくまでも遺産分割協議等により財産の帰属関係が確定するまでの「暫定的取扱い」に過ぎず、多数決説、全員一致説のいずれも、その暫定的期間中に、一種保存行為的に権利行使を認めるか、逆に一時的な状態に過ぎないのだから権利行使を暫定的にストップさせておくか、の価値判断の違いはあれ、拠って立つ基盤たる「暫定性」については異論がない。

そして、かかる暫定性を大きく超え、権利行使者を活用することにより、支配関係の決定的変動までも認めることは、この制度の予定していないところであり、かかる活用は権利の濫用として否定されるべきである。前掲大阪高判平成20年11月28日はこのことを明らかにしたものとして理解されるべきである¹⁶。

第2に、第1で述べた「暫定性」を踏まえ、前掲大阪高判平成20年11月28日は、「共同相続人間で事前に議案内容の重要度に応じしかるべき協議をすることが必要」と理解していることである。かかる判示の下、「協議申入れ書」を送るのみで、何ら協議をすることなく、権利行使者を指定する旨を通知したという対応につき、「共同相続人間で真摯に協議する意思を持つことなく、単に形式的に協議をしているかのような体裁を整えただけで、実質的には全く協議をしていないまま、いわば問答無用的に権利行使者を指定した」と認定し

ている。かかる対応が、権利濫用とされている。

以上のとおり前掲大阪高判平成20年11月28日は、権利行使者を定めるにあたり、共同相続人である準共有者間において、真摯な協議をすることを行為規範として要求している。

四. 権利行使者を定めることを要しない特段の事情に関する裁判例

1. 権利行使者を定めることを要しない特段の事情に関する裁判例

(1). はじめに

前記のとおり、会社法106条本文は権利行使者を定めることを求めているが、判例は、権利行使者を定めることを要しない特段の事情がありうることを認めている。最判平成2年12月4日民集44巻9号1165頁及び最判平成3年2月19日判時1389号140頁である。次にこれらについてみていくことにしたい。

(2). 最判平成2年12月4日民集44巻9号1165頁¹⁷

(i). 事案の概要

前掲最判平成2年12月4日は、Y₃株式会社（Y₃社）の全株式が準共有とされている状況の下、準共有者の一人であるX₄が、Y₃社の株主総会決議（本件決議）に関し、本件決議がされた事実は存在しないとして、株主総会不存在確認の訴え（会社法830条1項）を提起した事案である。これに対しY₃社は、本案前の抗弁として、X₄が本件株式を共同相続したとしても、共同相続人間において本件株式の遺産分割が未了であり、本件株式につき権利行使者を定めてその旨通知する手続がなされていないとして（会社法106条本文）、X₄の訴えの利益ないし原告適格を争っていた。

Y₃社においては、発行済株式全部（本件株式）を保有するオーナー株主F₁が遺言を残さずに死亡し、妻F₂及び7名の子（その中にX₄も含まれる。）が本件株式を共同相続し、次いでF₂も遺言を残さずに死亡し、前記7名の子が同様に本件株式を共同相続した。

そしてY₃社の商業登記簿によると、本件決議は、F₂死亡の翌日に開催されたことになっており、しかもその内容は、前記7名の子のうちX₄以外の者を

役員に選任するということであった。

(ii). 判旨

前掲最判平成2年12月4日で問われたのは、権利行使者の定めもなく、かつ会社の同意もない状態において、株式の準共有者が株主権を行使することが可能か否かということであったところ、下記のと通りの判示が下されている。

すなわち前掲最判平成2年12月4日は、共同相続人が準共有株主としての地位に基づいて株主総会の決議不存在確認の訴えを提起する場合につき、「特段の事情がない限り、原告適格を有しないものと解するのが相当である」としつつも、「株式を準共有する共同相続人間において権利行使者の指定及び会社に対する通知を欠く場合であっても、右株式が会社の発行済株式の全部に相当し、共同相続人のうち1人を取締役に選任する旨の株主総会決議がされたとしてその旨登記されている本件のようなときは、前述の特段の事情が存在し、他の共同相続人は、右決議の不存在確認の訴えにつき原告適格を有するものというべきである」と判示する。

そして前掲最判平成2年12月4日は上記に続き、次のとおり理由を述べる。

「けだし、商法203条2項（現会社法106条本文）は、会社と株主との関係において会社の事務処理の便宜を考慮した規定であるところ、本件に見られるような場合には、会社は、本来、右訴訟において、発行済株式の全部を準共有する共同相続人により権利行使者の指定及び会社に対する通知が履践されたことを前提として株主総会の開催及びその総会における決議の成立を主張・立証すべき立場にあり、それにもかかわらず、他方、右手続の欠缺を主張して、訴えを提起した当該共同相続人の原告適格を争うということは、右株主総会の瑕疵を自認し、また、本案における自己の立場を否定するものにほかならず、右規定の趣旨を同一訴訟手続内で恣意的に使い分けるものとして、訴訟上の防御権を濫用し著しく信義則に反して許されないからである。」

(3). 最判平成3年2月19日判時1389号140頁

(i). 事案の概要

前掲最判平成3年2月19日は、Y₄株式会社（Y₄社）がI株式会社（I社）を吸

収合併した場合において、Y₄社の株式の準共有者であるX₅が、Y₄社及びI社の各合併承認株主総会決議が不存在であるとして、Y₄社を被告として合併無効の訴えを提起したという事案である。これに対し、Y₄社は、本案前の答弁として、準共有株式につき権利行使者の定めと会社に対する通知がなされておらず、X₅は単なる準共有者にすぎないから、訴えを提起する当事者適格を有しないと主張した。

ここで準共有が生じた背景について一言する。前掲最判平成3年2月19日の事案において、もともとG₁がY₄社の株式4000株、I社株式5040株を保有していたところ（合併前のI社の発行済株式の総数は8000株であり、I社株式5040株はその過半数を占めている。）、G₁が死亡し、その遺産は法定相続人が共同相続することになった。遺産分割未了のため、G₁が保有していたY₄社、I社の各株式は、法定相続人の準共有に属することとなった（準共有割合は、法定相続分に従う。G₂（G₁の妻）が5/10、H₁（子：2/10）、H₂（子：2/10）、X₅（子：1/10）である¹⁸）。Y₄社及びI社の各合併承認株主総会決議がなされた当時、すでにかかる準共有状態が生じていた。

(ii). 判旨

前掲最判平成3年2月19日は、「合併当事会社の株式を準共有する共同相続人間において権利行使者の指定及び会社に対する通知を欠く場合であっても、共同相続人の準共有に係る株式が双方又は一方の会社の発行済株式総数の過半数を占めているのに合併契約書の承認決議がされたことを前提として合併の登記がされている本件のようなときは、前述の特段の事情が存在し、共同相続人は、右決議の不存在を原因とする合併無効の訴えにつき原告適格を有するものというべきである」と判示し、会社の発行済株式総数の過半数の場合においても、「特段の事情」を認めた。そして前掲最判平成3年2月19日は上記に続き、次のとおり理由を述べる。

「けだし、商法203条2項（現会社法106条本文）は、会社と株主との関係において会社の事務処理の便宜を考慮した規定であるところ、本件に見られるような場合には、会社は、本来、右訴訟において、株式を準共有する共同相続人に

より権利行使者の指定及び会社に対する通知が履践されたことを前提として、合併契約書を承認するための……株主総会の開催及びその総会における……決議の成立を主張・立証すべき立場にあり、それにもかかわらず、他方、右手続の欠缺を主張して、訴えを提起した当該共同相続人の原告適格を争うということは、右株主総会の瑕疵を自認し、また、本案における自己の立場を否定するものにほかならず、同法203条2項の規定の趣旨を同一訴訟手続内で恣意的に使い分けるものとして、訴訟上の防御権を濫用し著しく信義則に反して許されないからである。」

2. 裁判例から読み取れること

(1). 前掲最判平成2年12月4日，前掲最判平成3年2月19日から読み取れること

前掲最判平成2年12月4日においては、「特段の事情」を認めるに際し、Y₃社につき「訴訟上の防御権を濫用し著しく信義則に反して許されない」と断じている部分が目につく。裁判所が訴訟上の防御権の濫用・信義則違反と断じるのは、会社が、自身の株主総会決議につき、自分自身を原因とする「瑕疵」を理由として、その不存在を主張するという、Y₃社の訴訟態度に対してである。しかも前掲最判平成2年12月4日の事案では、Y₃社が自身の実体上の瑕疵（権利行使者の指定がなされていないままで議決権行使がなされたこと）を主張することで、X₄の訴訟要件（原告適格）の欠缺を主張することにもなる。かかる「規定の趣旨を同一訴訟手続内で恣意的に使い分ける」態度は、悪質性が高いといえる。この点こそが前掲最判平成2年12月4日が「特段の事情」を認めたポイントである。

前掲最判平成3年2月19日が「特段の事情」を認める理由も、ほぼ前掲最判平成2年12月4日におけるのとほぼ同文である。前掲最判平成3年2月19日における合併前のI社の発行済株式の総数は8000株であり、故G₁所有のI社株式5040株はその過半数を占めている。そしてY₄社及びI社の各合併承認株主総会決議がなされた当時、すでに故G₁所有株式の準共有状態は生じていた。このため、準共有株式に関しての議決権行使がなければ、そもそも合併承認決議がなされなかったはずである。結果としてY₄社は、Y₄社が自身の実体上の

瑕疵（権利行使者の指定がなされていないままで議決権行使がなされたこと）を主張することで、X₅の訴訟要件（原告適格）の欠缺を主張することになり、前掲最判平成2年12月4日と全く同じ状況となる。

結局、ここでいう「特段の事情」とは、攻撃防御権の濫用、すなわち訴訟上の信義則の発現とみることができる¹⁹。

(2). 前掲最判平成2年12月4日、前掲最判平成3年2月19日、前掲最判平成9年1月28日の相互関係

ここで前掲最判平成2年12月4日、前掲最判平成3年2月19日、前掲最判平成9年1月28日の相互関係につき検討しておこう。

単に数字自体をみる限り、①. 前掲最判平成3年2月19日が、「特段の事情」が生じる場合を、準共有者が発行済株式全株を保有していた最判平成2年12月4日の場合から、過半数を経有していた場合へと拡張したようにみえるし、また②. それにもかかわらず最判平成9年1月28日が、準共有者が発行済株式の9/10保有の場合に、「特段の事情」の問題としていないことと整合的ではないように見受けられる。

ただ、以上に検討したところからわかるとおり、「特段の事情」とは、攻撃防御権の濫用、すなわち訴訟上の信義則の発現として、権利行使者の指定がなされていないという主張が封じられたということの意味し、そこでは株式数の多寡は問題とされていない²⁰。このようにみると、①. のような理解をすること自体妥当でないこととなる。そして①. の理解が斥けられたとすると、②. の問題意識自体も、その前提が欠けるということになる。結果として、①. ②. のいずれも問題とする必要はない。結果として、前掲最判平成2年12月4日、前掲最判平成3年2月19日、前掲最判平成9年1月28日の各判断の間に特段の矛盾・抵触は存在しないこととなる。

(3). 株式会社に対して要求される行為規範

以上の小括として、前掲最判平成2年12月4日、前掲最判平成3年2月19日から求められる当事者の行為規範について一言しておこう。両最判は、いずれも準共有者と対峙する株式会社に対し、立場を使い分けるような主張、自身の

落ち度をもって相手方の訴訟要件欠缺を主張するような主張をしないように強く要求していると整理することができる。かかる裁定取引的な主張を裁判所が強く嫌うところであることは、実務上知られており、ここでもかかる経験知が妥当するとまとめることができる。

五. 会社法106条但書における会社の同意に関する裁判例

1. 会社法106条但書における会社の同意に関する裁判例

(1). はじめに

会社法106条但書は、「株式会社が当該権利を行使することに同意した場合は、この限りでない。」旨規定しており、一見するかぎり、会社法106条本文の規定に基づく指定及び通知を欠いたままされた本件議決権行使であっても、同条但書の会社の同意により適法なものとしうるがごとく読まれうる。

ところが最高裁は、同条但書についてそのようには理解しない。そしてここでも、関係当事者間の真摯な協議が行為規範として要求されている。このことに関し、リーディングケースである最判平成27年2月19日民集69巻1号25頁を素材として検討してみたい。

(2). 最判平成27年2月19日民集69巻1号25頁²¹

(i). 事案の概要

前掲最判平成27年2月19日は、Y₅有限会社（Y₅社）の臨時株主総会決議（本件決議）において、株式の準共有者が権利行使者の指定・会社への通知を欠いたまま、準共有株式の全部につき議決権行使をし、Y₅社がそれに同意したため決議が成立した場合に関し、もうひとりの準共有者（X₆）が決議の方法等につき法令違反があると主張して、本件決議の取消しを求め提訴したという事案である。

Y₅社（資本金300万円、発行済株式の総数3000株）の株式は、従前、Jが2000株、Kが1000株をそれぞれ保有していたところ、Jが死亡し、J保有にかかる2000株は、Jの法定相続人（いずれもJの妹）であるX₆とLが各1/2の割合で共同相続した。Jの遺産の分割は未了であり、上記2000株（本件準共有株式）は、X₆

とLとの準共有に属することとなる。

かような折、本件総会が開催されることとなったところ、X₆は、本件総会に先立ち、その招集通知を受けたが、Y₅社に対し、本件総会には都合により出席できない旨及び本件総会を開催しても無効である旨を通知し、本件総会には出席せず、Lは、本件総会において、本件準共有株式の全部について議決権の行使（本件議決権行使）をした。本件準共有株式につき、会社法106条本文の規定に基づく権利を行使する者の指定及びY₅社に対するその者の氏名又は名称の通知はされていなかったが、Y₅社は、本件総会において、本件議決権行使に同意した。そして、Kも、その保有にかかる1000株につき、本件総会において、議決権の行使をした。その結果、本件総会において、決議が成立した。

争点とされているのは、会社法106条本文の規定に基づく指定及び通知を欠いたままされた本件議決権行使が、同条但書のY₅社の同意により適法なものとなるか否かである。

(ii). 判旨

前掲最判平成27年2月19日の第1審（横浜地裁川崎支判平成24年6月22日金判1464号37頁）は、同意があったことを重視し「Lは、J株式会社について議決権を行使することができる」と解される。そして、Lによる議決権行使の内容が原告の意向と異なるとしても、議決権の行使自体に瑕疵はないから、決議取消事由には該当しない」と判示し、Y₅社サイドに軍配を上げた。

他方、原審（東京高判平成24年（2012年）11月28日判タ1389号256頁）及び最高裁（前掲最判平成27年2月19日）とはこれとは逆の立場を取る。ここでは、最高裁の判示を紹介する。

「会社法106条本文は、……共有に属する株式の権利の行使の方法について、民法の共有に関する規定に対する「特別の定め」（同法264条ただし書）を設けたものと解される。その上で、会社法106条ただし書は、「ただし、株式会社が当該権利を行使することに同意した場合は、この限りでない。」と規定しているのであって、これは、その文言に照らすと、株式会社が当該同意をした場合には、共有に属する株式についての権利の行使の方法に関する特別の定めである

同条本文の規定の適用が排除されることを定めたものと解される。そうすると、共有に属する株式について会社法106条本文の規定に基づく指定及び通知を欠いたまま当該株式についての権利が行使された場合において、当該権利の行使が民法の共有に関する規定に従ったものでないときは、株式会社が同条ただし書の同意をしても、当該権利の行使は、適法となるものではないと解するのが相当である。

そして、共有に属する株式についての議決権の行使は、当該議決権の行使をもって直ちに株式を処分し、又は株式の内容を変更することになるなど特段の事情のない限り、株式の管理に関する行為として、民法252条本文により、各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決せられるものと解するのが相当である。」

2. 裁判例から読み取れること

(1). 前掲最判平成27年2月19日における対立状況

前掲最判平成27年2月19日の事案において、会社法106条本文における権利行使者は定められておらず、従って会社（Y₅社）に対する通知もされていない。それにもかかわらず、Y₅社から、会社法106条但書に定に基づき、Lによる本件準共有株式に基づく議決権行使が許容されている。してみると、対立状況は、X₆対L・Kということになる。もしも本件準共有株式につき、法定相続分どおりに分けたとしたら、1000対2000で、L及びKが勝つことになるし、本件準共有株式を議決権行使の対象から除いたとしても、0対1000で、やはりL及びKのサイドが勝つことになる。ただ、本件準共有株式の準共有の割合は、1（X₆）対1（L）であり、X₆とLは、お互いに「両すくみ」の状況にある。前掲最判平成27年2月19日は、かような状況の下、Lによる議決権行使を会社（Y₅社）が許容することで、0対3000で、L及びKがX₆に勝とうとする試みがなされた事案であるといつてよい。同条但書が、「この限りでない」とした意味が、権利行使者の定め・通知がない場合に、会社が特定の者を株主として扱ってよいということであれば、Y₅社（=L及びK）の試みは成功する。

ところが、前掲最判平成27年2月19日は前記のとおり判示し、Y₅社（=L及

びK)の試みは失敗した。すなわち、前掲最判平成27年2月19日によると、会社法106条但書が打ち消すのは、あくまでも同条本文の定めだけであり、かかる定めが打ち消されたことにより、権利行使が直ちに適法とされるわけではないことになる。権利行使が適法とされるか否かは、民法の原則に戻り、共有に関する規定に従って判断される。そして、本件議決権行使は、各共有者の持分の価格の過半数で決される共有の管理であるところ、「過」半数を持たしていない本件議決権行使は、違法であり、結果として、決議は瑕疵を帯びる。

(2). 要求される行為規範

前掲最判平成27年2月19日における対立構図は、形式的にはX₆対Y₅社であるが、前記のとおり、Y₅社はL・Kの支配の下にあると考えてよく、実質的な対立構図は、X₆対L・Kとなる。X₆もLも株式の準共有者なので、ここでも準共有者間の対立がみられる。そして、LはKと組んで、会社の同意があったことを口実に決議を「強行」したわけだが、前記のとおり、数において上回っていながらも、勝負に敗れてしまった。前掲最判平成27年2月19日のように実質的には相続紛争である事例においては、やはり多数による強行はリスクが多い。

そして「強行」を避けるとすれば、準共有者間で事後処理につき真摯に協議するしかないことになる。つまり会社法106条但書の場面でも、同条本文の権利行使者の定めに関し前掲大阪高判平成20年11月28日が求めたとおり、準共有者間の真摯な協議が必要になる。

六. 株式の準共有間、準共有者と株式会社との間に要求される行為規範

1. 会社法106条本文の法律関係において要求される行為規範

ここで、これまで検討したことをまとめて、株式の共同相続に関する裁判例の立場を株式の準共有間、準共有者と株式会社との間に要求される行為規範という観点からまとめてみよう。点である個々の判決から線である判例法を導出する試みである。前掲最判平成9年1月28日は、会社法106条本文における権

利行使者を定めるに当たり、多数決説を採用し、「持分の価格に従いその過半数をもってこれを決する」と判示したが、だからといって多数決をもって多数派の意思決定を押し通すことはできない。このことを明らかにしたのが前掲大阪高判平成20年11月28日である。前掲大阪高判平成20年11月28日によれば、株式の準共有状態は「一時的ないし暫定的状態にすぎないのであるから、その間における権利行使者の指定及びこれに基づく議決権の行使には、会社の事務処理の便宜を考慮して設けられた制度の趣旨を濫用あるいは悪用するものであってはなら」ず、「最終的には準共有持分に従ってその過半数で決するとしても、上記のとおり準共有が暫定的状態であることにかんがみ、またその間における議決権行使の性質上、共同相続人間で事前に議案内容の重要度に応じしかるべき協議をすることが必要で」あり、「この協議を全く行わずに権利行使者を指定するなど、共同相続人が権利行使の手続の過程でその権利を濫用」することは許されない。権利行使者を定めるにあたって、関係者間での真摯な協議がなされることを裁判例は要求していると理解できる。

協議に際しての真摯な態度は、Xサイドだけではなく、会社（Y）サイドにも要求される。このことを明らかにしているのが前掲最判平成2年12月4日、前掲最判平成3年2月19日である。両者は、ほぼ同じことを述べているので、便宜上、ここでは前者をもって代替して説明したい。前掲最判平成2年12月4日においては、権利行使者を定めない状態での権利行使が、「特段の事情」として認められているが、かかる判断に際しては、Y₃社が自分自身を原因とする「瑕疵」を理由として、その不存在を主張したこと、すなわち「規定の趣旨を同一訴訟手続内で恣意的に使い分け」る不誠実な態度が重視されている。結果として、前掲最判平成2年12月4日で全株式が準共有になった場合に、権利行使者を定めずに権利行使ができることになる。

他方、前掲最判平成9年1月28日においては、Y₁社サイドにかかる態度がないので、「特段の事情」は認められず、原則に戻り、権利行使者を定めることが必要とされる。

2. 会社法106条但書の法律関係において要求される行為規範

同様な「協議の真摯性」は、会社法106条但書の場合にも要求される。このことを明らかにしたのが前掲最判平成27年2月19日である。前掲最判平成27年2月19日の事案において、L及びKは、決議を「強行」したことにより、数において上回っていながらも、勝負に敗れてしまったが、その前提には、協議の真摯性を要求する態度が控えており、問答無用的な態度を否定する点では前掲大阪高判平成20年11月28日と、準共有者のみならず会社サイドにも真摯性を要求する点では前掲最判平成2年12月4日、前掲最判平成3年2月19日と、それぞれ似たような価値判断に立っていると理解することができる。

3. まとめ

以上に述べたとおり裁判例は、株式の共同相続が生じた場合に、会社に対する権利行使者を定めるに当たり、準共有者間に対してのみならず、会社に対しても、協議を真摯に行うことを要求するという極めて手続法的・プロセス重視的態度を取っている。かかる態度は、会社法106条の明文規定からは読み取ることができない。ただ、つとに最判昭和63年5月20日集民154号71頁は、共有者の一部の者から共有物の占有使用を承認された第三者に対するその余の共有者からの明渡請求の可否が争点とされた事案において、傍論ながら、「共同相続に基づく共有者は、他の共有者との協議を経ないで当然に共有物を単独で占有する権原を有するものではない」と述べており、共同相続に基づく共有者間において、相互間の協議を要求する姿勢をすでに示していた。つまり、本稿で取り上げた各裁判例からうかがわれる行為規範は、前掲最判昭和63年5月20日の延長線上のものと位置付けることができよう。

結果として、準共有者間、準共有者・会社間においては、お互いに真摯に交渉をし、交渉の際に恣意的な態度をとらないことが、相互に求められているとあってよく、これが裁判例から抽出される行為規範であるといつてよい。

七. 結びに代えて

本稿では、会社法106条に関する裁判例を素材として、株式の共同相続が生

じた場合における株式の準共有間，準共有者と株式会社との間に要求される行為規範につき検討し，準共有者間，準共有者・会社間においては，お互いに真摯に交渉をし，交渉の際に恣意的な態度をとらないことが，行為規範として相互に求められていることを述べた。これは，裁判所が取る手続法的・プロセス重視的態度の現れであるといつてよい。

では，かかる態度をもう一度実体法に取り込んで，関係当事者間における実体法上の誠実交渉義務のようなものまで高めることができるであろうか。本稿では，そこまで詰めることはできなかった。今後の課題と受け止め，引き続き検討していきたい。

以上

- 1 大野正道『企業承継法の研究』（平成6年，信山社）
- 2 仲卓真『準共有株式についての権利の行使に関する規律—事業承継の場面を中心に』（平成31年，商事法務），浜田道代『株式が相続された場合の法律関係』（令和3年，商事法務）なお，周静儀「株式の準共有に関する比較法的考察—中国法と日本法を中心にして—」日本大学大学院法学研究科法学研究年報53号（令和5年）291頁
- 3 事案を紹介するに際しては，一般の例に従い，原告を X，被告を Y，訴外者をその他の英数字で表記する。
- 4 木下崇「共有株式に係る議決権の行使と権利行使者の指定に関する一考察」永井和之先生古稀論文集『企業法学の論理と体系』（平成28年，中央経済社）249頁，藤村知己「会社による議決権行使の選択—会社法106条ただし書きと共有株主間の対立—」前掲書831頁
- 5 例えば，田中亘『会社法（第5版）』（令和7年，東京大学出版会）129頁
- 6 以上につき，松嶋隆弘「会社法における株主の地位と企業承継」『21世紀の家族と法：小野幸二教授古稀記念論集』（平成19年，法学書院）532頁以下
- 7 家督相続制度の残滓とされる祭祀財産承継に際し，祭祀財産の承継と事業承継とが連続性を有しているとの指摘がある。岡島芳伸「祭祀財産の承継について」日本法学71巻1号（平成17年）159頁
- 8 本文に述べたほか，ごく少数説として，株式は準共有にならず，相続人間において当然分割されるとする見解（当然分割説）も主張されている。出口正義「株式の共同相続と商法203条2項の適用に関する一考察」筑波法政12号（平成元年）67頁
- 9 大野正道『企業承継法の理論 I』（平成23年，第一法規）102頁，江頭憲治郎『株式会社法（第9版）』（令和6年，有斐閣）125頁

- 10 本判決の評釈として、大野正道・判批・判タ937号72頁，大野正道・判批・判タ975号33頁，寶金敏明・判批・判タ978号170頁，柴田和史・判批・会社判例百選〔第六版〕190頁，荒谷裕子・判批・ジュリ1135号101頁，青竹正一・判批・ジュリ1164号147頁，川村力・判批・別冊ジュリ254号24頁，近藤光男・判批・判例評論466号60頁，前田雅弘・私法判例リマークス17号104頁，松嶋隆弘・判批・月刊税理62巻5号94頁。
- 11 それだけでなく A は，自身の姓と B 及びその息子の姓が異なることを避けるため，B と A の親族との間で，B を養子とする旨の養子縁組をさせた。
- 12 本判決の評釈として，大久保拓也・判批・金判1345号2頁，王芳・判批・ジュリ1396号167頁，河内隆史・判批・判時2057号189頁，宮島司・判批・法学研究（慶応大）84巻10号89頁，板村丞二＝西尾幸夫・判批・龍谷法学43巻3号1347頁，松嶋隆弘・判批・税務事例47巻1号53頁
- 13 養子縁組は， $D_1 \cdot D_2$ との間でなされている。
- 14 この遺言の効力は争われていない。
- 15 前掲最判平成9年1月28日に関しては，事業承継という観点から，次の3点を指摘しておきたい。
- (1) 前掲最判平成9年1月28日の当時，非嫡出子の法定相続分は嫡出子の $1/2$ であったため（平成25年改正前民法900条4号但書），法定相続分は， X_1 が合計 $9/10$ ，Bの子が $1/10$ であった。現在の民法の規定だと，嫡出子も非嫡出子も法定相続分は同じであるため，法定相続分は， X_1 らが合計 $5/6$ ，Bの子が $1/6$ となる。①. に掲げる「特段の事情」は，現在，より一層生じる余地がなくなっている。
- (2) 前掲最判平成9年1月28日では，遺贈の効力が遺言無効として争われているが， X_1 らとしては，本件遺贈に対し遺留分減殺請求権を行使することも可能であった。遺留分減殺請求権の効果は物権的であるので，行使の結果，本件株式につき，やはり準共有が生じた。ただ，平成30年相続法改正により，遺留分侵害額請求権の効果は，単に債権的なものであるとされた。この場合， X らは，Bに対し，遺留分を侵害する額に応じた金銭債権を有するにすぎないこととなる（民法1046条）。
- (3) あくまでも推測であるが，Aが本件遺贈をした背景には，Bとの事実上の家族関係を尊重することの他に，AB間の子が男で，正妻 X_1 との間の子がいずれも女であったということもあるのかもしれない。「男系」の跡取りに拘泥する考えは，もはや時代遅れではあるのだが，前掲最判平成9年1月28日の当時においては，必ずしもそうではなかったのかもしれない。
- 16 東京高判平成24年11月28日判タ1389号256頁は，持分が同じ準共有者2人のうち，1人が協議なしに行った議決権行使を会社が認めたことを違法としており，前掲大阪高判平成20年11月28日の前提となる価値判断と親和的である。
- 17 本判決の評釈として，青木英夫・判批・金判883号40頁，大野正道・判批・別冊ジュリ116号28頁，大野正道・判批・別冊ジュリ149号24頁，荒谷裕子・判批・別冊ジュリ254号22頁，山下郁夫・判批・4166頁，尾崎安央・判批・判タ臨時増刊975号29頁，吉本健一・判批・判例評論397号55頁，大杉謙一・判批・法協109巻5号187頁，大野

正道・判批・法教131号106頁，岡野谷知広・判批・法学研究65巻3号107頁，篠原勝美・判批・法曹時報44巻8号219頁，畑肇・判批・私法判例リマークス4号102頁，尾崎安央・判批・法律のひろば45巻11号61頁，岩城謙二・判批・法令ニュース27巻3号30頁，中島弘雅・判批・民商法雑誌106巻3号93頁，松嶋隆弘・判批・月刊税理64巻15号110頁

- 18 X_5 の法定相続分が， H_1 ， H_2 の半分であるところからすると， X_5 は非嫡出子であったようである。
- 19 「特段の事情」に関しては，さらに，松嶋隆弘「株式併合と株主代表訴訟の原告適格の帰趨」月刊税理68巻14号239頁を参照。
- 20 原告適格をも含む広義の訴えの利益は，訴訟要件であるが，ここでは「当該事案につき，本案判決をすることの必要性・実効性」が「仮に本案判決を下すとしたら」という観点から考慮される。いわば，本案についての判断が，本案に先行して「粗々」にレビューされるのである。かような特質から，その判断の中には多分に実体判断的なものが含まれる。前掲最判平成2年12月4日では，特にそのことがあらわれているとあってよいであろう。本注に述べた点につき，松嶋隆弘「株主総会の瑕疵の連鎖をめぐる実体法と手続法の交錯——訴えの利益の判断構造を中心として」中島弘雅古稀『民事手続法と民商法の現代的潮流—祝賀論文集』（令和6年，弘文堂）141頁
- 21 本判決の評釈として，原弘明・判批・近畿大学法学63巻2号33頁，福島洋尚・判批・金判1470号2頁，藤原俊雄・判批・金判1480号14頁，門口正人・判批・金法2092号68頁，前嶋京子・判批・甲南法学56巻3～4号295頁，弥永真生・判批・ジュリ1480号2頁，金子敬明・判批・ジュリ1492号71頁，松元暢子・判批・ジュリ1492号91頁，富上智子・判批・ジュリ1495号92頁，福島洋尚・判批・別冊ジュリ229号28頁，福島洋尚・判批・別冊ジュリ254号26頁，青竹正一・判批・商事法務2073号18頁，金子敬明・判批・千葉大学法学論集30巻4号1頁，岩淵重広・判批・同志社法学67巻7号2953頁，松井智予・判批・判例評論690号164頁，脇田将典・判批・法協133巻8号1293頁，鳥山恭一・判批・法セミ60巻8号119頁，富上智子・判批・法曹時報69巻5号185頁，中村信男・判批・法律のひろば68巻9号53頁，岡田陽介・判批・法律論叢（明治大）89巻1号229頁，松嶋隆弘・判批・月刊税理62巻3号218頁